

ビキニ被ばく調査を

核禁条約受け県に要望 遺族ら

核兵器禁止条約が発効された22日、米国に



被災調査を行うよう求める要望書を浜田県知事に手渡した。

要望書は、県主体で被災船員の実態調査や資料収集に取り組み、同条約の批准と条約に基づき被災者への救済を県が国に要請するなどを求めている。

遺族と太平洋核被災支援センター(宿毛市)のメンバーら12人

浜田知事にビキニ被ばくに関する資料を手渡す山下正寿事務局長(県庁)

は「市民団体だけでは調査に限界がある。最後は行政の仕事だ」と訴えた。

知事は「元船員の健康相談など必要な支援はしていきたい」とした一方、「被災の実態調査は国の責任で実施するものだと考えている」と述べ、県は調査を国に要請する立場との認識を示した。

その後、県庁で会見した同センターの山下正寿事務局長(76)は「国が調査するはずが

なく、(県が)そこに頼むというのはやらないの」と緒々と批判。元船員の増本和馬さん(故人)の妻・美保さん(80)ら遺族2人は「知事に積極性を感じない。本気で向き合っていないとは思えない」と不満を述べた。

この日は、県原水爆対策協議会のメンバーらが高知市帯屋町1丁目の街頭で、日本政府に条約の批准を求める署名活動を行った。

(板垣篤志)

ビキニ訴訟 署名提出

核禁止条約発効 全国健保協と地裁に

核兵器禁止条約が発効した22日、県内では、太平洋のビキニ環礁での1954年の米国による水爆実験を巡り、労災認定に当たる船員保険適用を求めている元船員の遺族らが、署名を提出する

出するなどして救済の必要性を訴えた。

遺族らは、船員保険適用を認めなかった全国健康保険協会(東京)の処分取り消しなどを求める訴訟を地裁に起こしている。東京地裁での裁判を求める被告側と、「元船員は高齢で持病があり、尋問のために東京地裁まで行くことが困難」などと訴える原告側で争い

となっており、原告側が署名活動を行っていた。

昨年12月初旬から今月中旬までに、支援団体「太平洋核被災支援センター」などが中心となって約1100筆集めた。22日は、約1



元船員の夫の写真を片手に署名を提出する増本さん(左端、高知市で)

済を国に要請することなど4項目を求めた。浜田知事は「できる限りの支援をしたいが、実態調査は国の責任で行うべきと考えている。国への要望を継続していく」と述べた。

増本さんは「たくさんの署名が集まり心強い。高知で裁判を進めてほしい」と語り、支援団体の山下正寿事務局長は「自分たちでできる実態調査を継続しながら、県の協力を引き出していきたい」と話していた。